

第 21 回 筑後市 農業委員会 総会 議事録

日 時 令和 7 年 3 月 4 日 午後 1 時 27 分～午後 2 時 54 分

場 所 東庁舎 3 階 301 号室

出 欠 者 出席者 14 名 欠席者 2 名

- 議 事 1. 開 会
2. 議事録署名人の指名
3. 付議事案

報告 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第 2 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画の
所有権移転について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について

議案 第 4 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画に
ついて

議案 第 5 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 第 9 号 農業振興地域計画のうち農用地利用計画の変更について

議案 第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による地域計画
の策定について

議案 第 11 号 農業経営基盤強化促進法第 20 条の規定による地域計画
目標地図の素案について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（14名）

1 番	松永 博視	4 番	鶴田 清
5 番	田島 雅弘	6 番	河原 努
7 番	溝口 弘之	8 番	中村 伸秀
9 番	下川 一馬	10 番	中村 勇次
11 番	城戸 孝行	12 番	井寺 知江子
13 番	下川 隆稔	14 番	成清 輝美
15 番	岡本 義照	16 番	近藤 茂

欠席委員（2名）

2 番	富安 春二	3 番	吉武 正悟
-----	-------	-----	-------

出席事務局職員

事務局長 井 上 浩 二
課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後 1 時 27 分 開会

○事務局

皆さま、お疲れ様です。第 21 回の農業委員会総会を始めていききたいと思います。
よろしくお願いします。会長の方からご挨拶をお願いします。

○議 長

皆さん、こんにちは。（こんにちは。）本日は第 21 回の農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。本日は 2 番の富安委員と 3 番の吉武委員が欠席でございます。次に、注意事項でございます。効率的な審議となるよう事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される方は議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては最後の協議事項の際にお願いを致します。

本日の議事は報告事項が 1 件、議案が 11 件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。

次に議事録署名人の指名を行います。本日は 11 番の城戸孝行委員と 12 番の井寺

知江子委員をお願いします。

それでは、報告事項に入ります。事務局からの説明をお願いします。

○事務局

議案書の 1 ページをお願いします。

報告第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
でございます。

基盤法の利用権の解約です。第 1 項、所在長崎、地目田 2 筆、面積計 1,982 m²、解約事由は、売買のためでございます。解約後については 7 ページの第 2 項の方でご説明を致します。以降の分につきましては関連のページがある場合は備考欄に記載をしていますので、その都度ご確認をお願いします。以上です。

○議 長

これで、報告事項は終わります。次に、議案第 1 号事務局の説明をお願いします。

○事務局

5 ページをお願いします。

議案第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について でございます。

第 1 項、氏名、_____さん、住所、柳川市、経営形態、米・麦・大豆・苺、面積 1,991a、農業労働力、計 3 名です。農地の約 12,000 m²を購入予定のため申請をされております。_____さんにつきましては、あっせん登録に必要な 117a の経営面積の要件、家族従事者の要件等を満たしてあります。また、県の認定農業者でございます。説明は以上です。

○議 長

議案第 1 号につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第 1 号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に議案第2号、中間管理事業にかかる所有権移転についてです。本日は、2件ございます。第1項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画の所有権移転について でございます。

こちらは、4月以降の中間管理の売買についてですね、議案の用紙が変わりますので、第2号議案が新しい様式です。先ずは、これまでのやり方だと推進機構に所有権移転の議案を上げて、その2か月後に最終的な購入者への所有権移転の議案を再度上げて、2回の手続きによって行ってきたと思います。これが今回の第1項、第2項の議案のように渡人と最終的な受人、それと推進機構と同時に議案に上げて、手続きを1回として、福岡県の告示をもって所有権が移ることに事務処理が変更となります。第1項を説明致します。第1項、所在島田、地目田1筆、面積7,246㎡、渡人、大字島田の_____さん、推進機構への移転日が令和7年4月30日、それからさらに推進機構から最終的に受人、大字島田の_____さんへの移転日は令和7年5月26日となっております。利用目的は米・麦・大豆、売買価格は総額で_____円、こちらは基盤整備された農地で価格は合意によるものでございます。説明は以上です。

○議長

それではですね。第1項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、所在常用、地目田1筆、面積2,396㎡、渡人、福岡市の_____さん、推進機

構への移転日は令和7年4月30日、推進機構からの最終的受人、大字志の____への移転日は令和7年5月26日となっております。利用目的は米・麦・大豆、売買価格は総額____円、こちらも基盤整備された農地で価格は合意によるものです。説明は以上でございます。

○議 長

それでは、第2項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第3号基盤法による所有権移転でございます。本日は6件でございます。第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号は、これまでの所有権移転のやり方です。先ほどのとは区別して議案を別にして上げております。3月4月に跨る部分がございますので、今回は従来分と新しい部分を分けてから議案としております。では、7ページです。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
でございます。

第1項、所在庄島、地目田1筆、面積1,653㎡、渡人、大字若菜の____さん、受人、大字庄島の____さん、利用目的、米・麦・大豆、売買価格は総額で____円、こちら基盤整備された農地で価格は合意によるものです。引渡しは令和7年3月28日でございます。説明は以上です。

○議 長

第1項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、所在長崎、地目田2筆、面積1,982㎡、渡人、宗像市の_____さん、受人、大字長崎の_____さん、利用目的は米・麦、売買価格は総額_____円、価格は合意によるものでございます。引渡しは令和7年3月24日です。以上です。

○議長

第2項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

8ページをお願いします。第3項、所在江口、地目田2筆、面積計9,594㎡、渡人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人、現住所は大字高江です。住民票上は____県の____さんです。利用目的はいちご、売買価格は総額_____円、こちらは基盤整備された農地で価格は合意によるものです。引渡しは令和7年4月30日です。受人の____さんは令和7年1月にあっせん登録されてあります。こちらの農地は2月の総会で大字江口の____さん、____さんから推進機構の方へ所有権の移転の承認をいただいた農地となっております。説明は以上です。

○議長

第3項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第４項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第４項、所在前津、地目樹園地２筆、面積計 2,511 ㎡、渡人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人、八女市の____さん、利用目的は梨・桃、売買価格は総額____円、価格は合意によるものです。引渡しは令和 7 年 4 月 3 0 日でございます。受人の____さんは令和 7 年 1 月にあっせん登録されております。こちらの農地は令和 7 年 2 月の総会で八女市の____さんから推進機構へ所有権移転の承認いただいた農地です。説明は以上です。

○議長

第４項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第４項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第５項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第５項、所在鶴田、地目畑２筆、面積計 1,121 ㎡、渡人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人、大字長浜の____さん、利用目的は茶、売買価格は総額____円、こちら基盤整備された農地で価格は合意によるものです。引渡しは令和 7 年 4 月 3 0 日です。受人の____さんは令和 5 年 1 月にあっせん登録されてあります。この農地は令和 7 年 2 月の総会で____さん、____さんから推進機構へ所有権移転の承認いただいた農地です。説明は以上です。

○議長

第５項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第５項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

9ページをお願いします。第6項、所在島田、地目田1筆、面積2,531㎡、渡人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人、大字島田の____さん、利用目的は米・麦・大豆、売買価格は総額____円、こちら基盤整備された農地で価格は合意によるものです。引渡しは令和7年4月30日でございます。受人の____さんは令和7年1月にあっせん登録されてあります。この農地は令和7年1月の総会で大川市の____さんから推進機構へ所有権移転の承認いただいていた農地です。説明は以上です。

○議長

第6項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第6項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第4号中間管理事業にかかる利用権の促進計画について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

10ページになります。

議案第4号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について で
ございます。

こちら21ページまでございますが、第1項を説明させていただきます。権利種別、貸借権設定、第1項、所在古島、地目田1筆、面積4,515㎡、利用権は賃貸借、貸人、大字折地の____さん、借人、大字富久の____さん、利用目的、ナス、借賃は反当り____円、期間は5年となっております。

集計の説明をさせていただきます。22ページをお願いします。左上の総計です。田32件、面積103,721.08㎡、畑4件、面積13,655.00㎡、合計36件、面積117,376.08㎡、新規・再設置の別では、新規36件、通年・期間借地別では、通年35件、期間

借地 1 件、小作料納入別では、金納 2 1 件、物納 3 件、耕起代掻 1 件、使用貸借 1 1 件でございます。右側の貸借期間別です。2 年 2 件、3 年 4 件、5 年 5 件、6 年 1 0 件、1 0 年 1 4 件、2 0 年 1 件となっております。説明は以上でございます。

○議 長

議案第 4 号につきまして、質問のある方はお願いします。

ページ数が多いようですが、無いようでしたら、私から 1 つよろしいでしょうか。

1 5 ページの 7 の 2 ですね、区域外か内かのやつで、その他というのがありますよね。

これは何か雑種地なんか。

○事務局

後で確認させていただきます。

○議 長

他に何か。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第 4 号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第 5 号基盤法による利用権設定でございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局

2 3 ページです。

議案第 5 号 農業経営基盤強化推進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

こちらは、2 9 ページまでございます。第 1 項を説明いたします。権利種別、貸借権設定、第 1 項、所在上北島、地目田 4 筆、面積 4,143 m²、利用権は使用貸借と賃貸借があります。貸人、大字上北島の _____ さん、下段の 1 の 2 貸人、_____ さんの代表相続人、神奈川県大和市の _____ さん、借人、大字上北島の _____ さん、利用目的、米・麦です。使用貸借の期間は約 5 年、それから賃貸借の分の借賃は反当り _____ 円、

期間は9年となっております。こちらの集計の説明をいたします。30ページをお願いいたします。左側の総計です。田14件、面積31,469㎡、畑2件、面積1,667㎡、合計16件、面積33,136㎡、新規・再設定の別では、新規16件、通年・期間借地の別では通年16件、小作料納入別では、金納9件、物納1件、使用貸借6件、右側の貸借期間別です。2年2件、5年9件、9年1件、10年4件となっております。説明は以上です。

○議長

議案第5号につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようですので採決をとります。議案第5号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第6号農地法第3条についてでございます。本日は8件でございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局

31ページをお願いします。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約売買、所在前津、地目田1筆、面積46㎡、渡人、大字前津の_____さん、受人、大字前津の_____さん、申請事由は転用の代替地とするためでございます。作物は野菜、売買価格は総額で_____円、反当りは_____円でございます。機械等の所有は、トラクター、スピードスプレイヤーなどが申請に上がっております。それから、作業従事者としては、娘、娘婿さんとのことで上がっております。こちらは、基盤整備されていない農地で管理状況は良くなかったと伺っております。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第2項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約売買、所在前津、地目畑1筆、面積 1,043 m²、渡人、福岡市の____さん、受人、大字前津の____さん、申請事由は離農のためでございます。作物は茶です。売買価格は、合意により総額で____円です。購入後の木など伐採に多額の費用がかかるためこの金額になったようでございます。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。事務局の説明のとおりでございます。この農地がですね、農地パトロール案件で、前々から売買してくれちいよったばんてんが、なかなか、「うん」ちいうてもらえんやったちいうてから、やっと、買えるごとなったち本人が言いよったけんがち。説明は以上です。ご審議お願いします。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第3項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約売買、所在前津、地目畑1筆、面積1,395㎡、渡人、八女市室岡の_____さん、受人、八女市室岡の_____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は栗・レモン・野菜です。売買価格は、合意により総額_____円でございます。農業機械の方はトラクター・耕運機等の必要な物はリース等で確保する予定とのことです。それから農業従事者につきましては、47歳の息子さんとなっております。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。事務局の説明のとおりでございます。このそばにですね、_____さんが持ってあって、なんか、あんたが買わんやったらいかんばい。ちいうて、あんまり言わすけんがらちいうことで。実際、農業されてなかばってんが、ちいうことばってんがなんか、買わるっとですかねち聞いたら、なんかよかち言わしゃったかなんか、相談のあったんでしょ。そういう経緯です。説明は以上です。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第4項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、契約贈与、所在溝口、久恵、地目田3筆、面積計4,476㎡、渡人、大阪府の_____さん、受人、八女市川犬の_____さん、申請事由は離農のためでございます。作物は米・麦・大豆です。こちらは4ページの第6項で_____さんとの利用権設定を解約して、_____さんへの贈与となったものでございます。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

7番の溝口です。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。本人の希望により贈与ということで聞いております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第5項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第5項、契約売買、所在鶴田、地目畑2筆、面積計2,645㎡、渡人、大字鶴田の_____さん、受人、大字久恵の_____さん、申請事由は渡人の規模縮小のためでございます。作物はお茶で、こちらは基盤整備された農地で売買価格は同意により、反当り_____円でございます。必要な機械はリースを予定とのことで伺っております。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

7番の溝口です。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第5項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第6項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第6項、契約贈与、所在鶴田、地目畑1筆、面積計611㎡、渡人、大字鶴田の_____さん、受人、大字鶴田の_____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は植木・野菜です。現在、_____さんと中間管理事業で令和11年11月14日まで使用貸借となっておりますが、今回、4ページの第10項で解約となっております。その後の贈与ということになります。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

7番の溝口です。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第6項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第7項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第7項、契約贈与、所在蔵数、地目畑3筆、面積計936㎡、渡人、大字蔵数の_____さん、受人、大字蔵数の_____さん、申請事由は妻への贈与でございます。作物は茶・樫です。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

11番の城戸です。これ、毎年嫁さんと娘に贈与されています。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第7項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第8項ですが、農業委員会会議規則第10条の規定により委員は自己に関する事項については、議事に参与することができないことになっております。従いまして、私は退室させていただき議事の進行を職務代理者である岡本副会長に交代いたします。

【退 室】

○臨時議長

それでは、第8項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

33ページをお願いします。第8項、契約売買、所在西牟田、地目田2筆、面積計3,323㎡、渡人、久留米市の_____さん、受人、大字西牟田の_____さん、申請事由は離農のためでございます。作物は米・麦・大豆・キャベツ、他となっております。売買価格は合意により反当り_____円でございます。こちらは、以前は耕作放棄地になっておったということで、会長の自宅の前で相談時に前耕作者の方、近くを耕作されていた法人ひかり等に話しをされてありますが、整わず再度、耕作放棄地にすることができないため会長が購入されることになっております。説明は以上でございます。

○臨時議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

6番の河原です。事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○臨時議長

第8項について、質問のある方はをお願いします。

○委 員（11番）

11番の城戸です。元、耕作放棄地ということですけど、_____さんが買われて、法人かなんかに預けらっしゃるちいうこっでしょ。本人は作らっしゃれんどでしょ。

○事務局

法人の方で。

○委 員（１１番）

わかりました。ありがとうございます。

○臨時議長

他にございませんか。

○委 員（７番）

耕作放棄地の状態で１０ａ当り_____円ぐらいの値段で合意してある。

○事務局

耕作放棄地、過去になっていたということで。はい。現在は作ってある。

○委 員（７番）

はい。わかりました。耕作放棄地にしては、高いな、もうちょっと安くしても。

○臨時議長

他にございませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第８項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

_____の入室をお願いします。

【_____入 室】

○議 長

次に、議案第７号農地法第４条について提案いたします。本日２件ございます。第１項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第７号 農地法第４条の規定による許可申請について _____でございます。

その前に、議案書と地図の差し替えをお願いします。第２項の____さんの案件ですけれども、分筆の際境界の地点が異なるということで法務局から指示があり、申請の北側が数センチ道路になるということで、そのあとは市に寄付される予定でございます。これに伴い面積が１㎡少なくなりまして、８０５㎡から８０４㎡に修正となりました。

なぜかという、後で説明しますけれどもそっちからしか建築確認が取れませんので、そこが間違っていると建築確認が取れないということで、法務局から指示があったということで、その部分につきましては現在、道路になっていますので道路の一部になっていますから、非農地証明で対応したいと思います。ということで、第1項から説明させていただきます。

第1項、所在野町、地目畑1筆、面積621㎡、申請人、野町の_____さん、申請事由は貸駐車場整備となっています。場所の確認をお願いします。地図の1ページです。国道209号線の_____から東へ約200mの所で10haを超える広がりのある農地で第1種農地、集落接続で例外的に許可可能でございます。ご自身が所有されている貸家5軒が申請農地のすぐ上に5軒あると思いますけど、その駐車場として整備をされると、この貸家の上の三角の土地に止めてあったそうなんですけども、そこを所有者の方が売買されるということで、今回、新にご自分の農地にこの5軒分の貸駐車場を整備されるところでございます。説明は以上です。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

13番の下川です。ただいまの事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はをお願いします。

○委員(11番)

11番の城戸です。入口の所に点点ちしちやっでしょうが、共有道路ちいうことですか。

○事務局

そういうことです。貸家の間に道路が入っとるです。その奥に整備されるという形になります。

○委員(11番)

わかりました。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、所在西牟田、地目畑3筆、面積804㎡、申請人、野町の_____さん、申請事由は宅地造成3区画となっております。場所の確認をお願いします。地図の2ページです。_____の南約250mの所で昨年5月に用途地域へ変更、第3種農地で原則許可になります。_____さんは他にも転用事業をされていますが、過半要件はクリアをされているところでございます。用途地域ですので宅地造成までで可能ということになります。説明は以上です。

○議長

次に担当委員の説明ということですが、私が西牟田校区担当委員ということで説明しますと、今、事務局の説明がありましたけれど、1㎡減ったという理由なんかも詳細に述べられたとおりでございます。事務局の説明のとおりでありますから、説明はこれで終わります、第2項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第8号農地法第5条について提案いたします。本日は3件でございます。第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書35ページをお願いします。

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、売買、所在北長田、地目畑1筆、面積167 m²、渡人、埼玉県川越市の____さん、受人が大字鶴田の____さん、申請事由は貸資材置場となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページです。____のすぐ南側で10haを超える広がりのある農地で第1種農地、集落接続により例外的に許可可能です。____さんは、____の卸業をされておりまして自身の会社、____といいますが、そこに貸すという計画になっております。一体利用地が申請地の東側雑種地、緑色の所です。327.91 m²令和7年2月17日に農振除外が完了しております。土地の金額は____円、坪単価の約____円。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

7番の溝口です。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約売買、所在鶴田、地目畑2筆、面積合計1,328 m²、渡人、大字鶴田の____さん、同じく上北島の____さんの相続財産管理人で____である____さん、受入、みやま市の____さんでございます。申請事由は特定建築条件付売買予定地5区画となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページです。国道209号線____から北東へ約150mの所で10ha未満の農地で第2種農地、集落接続で許可可能となっております。一体利用地が緑色の所、宅地で1,114 m²____さんは過半要件をクリアされてところでございます。土地の価格は全体で____円、坪単価の____円。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします

○担当委員

7番の溝口です。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。審議方よろしく
お願いします。

○議 長

説明も終わりましたので第2項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに
賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書36ページをご覧ください。第3項、契約売買、所在野町、地目田5筆、畑
3筆、面積合計2,701㎡、渡人、大字野町の_____さん、同じく福岡市城南区の_____さ
ん、受人、大字津島の_____さん申請事由は宅地造成及び貸駐車場整備となっております。
場所の確認をお願いします。地図の5ページです。国道の209号線_____か
ら西へ250mの所で用途地域、第3種農地原則許可可能になります。一体利用地が、
ちょっと見づらいですけど中央の下辺りに四角で書いているところが公衆用道路でこ
ちらの方は53.69㎡、_____さんは過半要件をクリアされております。土地の価格は全
体で_____円、坪単価の約_____円です。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします

○担当委員

13番の下川です。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。審議のほどよ
ろしくお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので第3項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

ここで、後から地域計画とか目標地図なんかの承認がありますから、ここで10分間ほど休憩を取りたいと思います。

【休 憩】

【再 開】

○議 長

議案第9号農用地利用計画の変更について提案いたします。事務局から一括して説明をお願いします。

○事務局

議案書の37ページ以降をご覧ください。

議案第9号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について でござ
います。

こちらの方は2月21日に開催されました、農業振興地域整備促進協議会で審議されたものでございます。会長、副会長が構成員で促進協議会で承認されたものになります。今回、3件ありますけれども続けて説明させていただきます。議案書の38ページをご覧ください。1、農用地区域より除外、重要な変更、転用許可を必要とする変更5,000㎡以下、B-2という区分になります。第1項、申出人、福岡市中央区の____さん、理由、住宅用地に供する、所在大字常用、地目田、面積1,143㎡の内312㎡でございます。転用業者はご本人になります。地図の6ページをご覧ください。こちら県道柳川線のすぐ東側で____のすぐ北側の所になります。元々、お家が建ってありましたけれども老朽化に伴い建て替えられるという経過になっております。

次に、第2項、申出人、大字鶴田の____さん、理由、住宅及び店舗用地に供する、所在鶴田、畑1筆、面積351㎡、転用業者は同じく鶴田の____さん、場所の確認です。地図の7ページをご覧ください。こちら____から行きますと東へ約400mの所で、____さんのすぐ近くでございます。____さんがご自宅と____の店舗の予

定でございます。続きまして、議案書の39ページをご覧ください。2、農用地区域より除外、軽微な変更で転用許可を必要としない変更 5,000 m²以下、区分はB-3ということになります。第1項、申出人、大字前津の_____さん、_____さん、理由は、駐車場用地に供する、所在前津、畑3筆、面積計 136 m²、転用事業者さんは同じく_____さんと_____さんです。地図の8ページをご覧ください。そこに書いているように、_____という_____を経営されています。元々は、_____さんの_____が建っていたとことお伺いしております。_____を平成8年から建てられて、実はこの三角のところが実は農地やったのに駐車場が足りんということで、かなり前から駐車場用地として使っていたということで、やむを得ないということで、無断転用ということになりますけれども農林事務所と協議の結果、現状が駐車場用地であることから転用ではなくて非農地証明対応ということで結論に至ったところでございます。説明は以上でございます。

それですね、これで市長から意見を聞かれていますので、こういったことで意見書案ですけれども今からちょっと読み上げますね。筑後市農業振興地域整備計画の変更による農用地の減少は農業生産基盤の弱体化に繋がり、今後の本市農業の振興を図る上で危惧するところであるが、確固たる理由で農用地の転用等が計画されることはやむを得ないところであると。ということで大体この文案で回答しております。この文案で意見書としたいと思います。説明は以上でございます。

○議 長

3件について、一括して説明がありましたけれども何か質問のある方はお願いします。城戸委員どうぞ。

○委 員（11番）

11番の城戸です。これ面積は結構少ないとこやんけんで、こういう形でとつとるちいうあれですかねやっぱ。

○事務局

はい。そういうことになります。

○委 員（11番）

もっと面積が 1,000 m²とか 2,000 m²になったら、元のあれに戻さやんちう形ですかね。

○事務局

基本的には、やはりそうしていただいて新に除外と転用申請をしていただいくとい

う形になろうかと思います。

○議 長

今の質問の 5,000 m²以下で転用許可を必要としない変更についてということでの質問ですよね。

○事務局

はい。

○議 長

他にございませんかね。

○委 員（5 番）

5 番田島です。第 1 項の ____ さんの件ですが、住まいは ____ になっていますが帰って来られるということですか。

○事務局

一応ですね。お伺いしているのは、お母さまが施設に入ったけれども帰ってくるとこがないと老朽化してですね。そのお家がない、仏壇も農業用倉庫に入れているということで、ご自宅帰って来られるか、お母さまのお家として建てられるという風に聞いております。

○委 員（5 番）

転用されるのは問題ないと思うばってん。そこだけお聞きしたかったけん。

○事務局

一応、そういう形でなぜ転用が必要かという。買い物袋の取っ手みたいな所になっていますけれど、東側の道路からしか家が建てられんとですよ実は。でここが農振青地だったんで、除外しないと建築確認が取れないんですね、なのできちんと転用してくださいということで、現状は若干宅地にみたいになってますけど先々まで含めたところで、しかも実は下の所まで 1 筆あるんですけど 1,000 何百の内一部を言いましたけれども下は必要最低限の農地しか除外しませんのでこの形、下にありましたね。ここは普通に農地として使っていただくという形になります。説明は以上でございます。

○議 長

他にございませんかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第9号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します

次に、議案第10号基盤法による地域計画の策定について提案いたします。事務局は一括して説明をお願いします。

○事務局

議案書の40ページをご覧ください。

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画の策定
について でございます。

今回、地域計画は皆さんと地元で協議をいただいた案件になります。市長の方から基盤法の19条第2項第6号の規定かかる本委員会に意見を求められたので付議するということになっておりまして、こちらを今回ご審議いただくものでございます。それでは先ずお手元に本日配布いたしました、この地域計画のいっぱいあるやつですね、10地区分あります。全部説明すると時間も延々となってしまいますので、一番上にあります。羽犬塚地区を例に、見方を他の地域も一緒でございますので羽犬塚地区を参考に提案させていただきます。1ページ目、1枚目の1番上地域計画案となっております。策定の年月日は令和7年3月の日付は入っておりませんがこの後、各農業委員会もそうですけれども土地改良区とかJAさんとか推進機構とかいろんなところの関係機関の意見を聞くということになっております。この意見を集約してその後2週間ほどの公告を経てきちんと最終的には地域計画として策定するという流れになります。目標の年度は令和16年度、10年後ということになります。地域名は羽犬塚地区、地域内の農業集落名を書くようにと指示があっています。農業センサスにある農業集落名ですから、こういった形になります。後でご自分の地区を見ていただくとわかりますけれども、それぞれの行政区であったり、例えば西牟田、近藤会長のところでしたら西牟田中央とか、農業センサスに掲載されている地域名ですね、集落名を書くということになっておりますので、こんな形になります。1番が地域における農業の将来のあり方というところで、先ず地域計画に挙げるのは農振青地の農地になりま

す。現在の状況はそこに書いておるとおりでございます。括弧2が地域農業の現状及び課題ということで各地域の主な現状をそれぞれ書いておるところでございます。括弧3が地域における農業の将来のあり方ということで、こちらも地元協議の際お話しをいただいたところでこういった形でそれぞれ上げさせていただいておるところでございます。2番、農業の将来のあり方に向けた農用地の効率かつ総合的な利用に関する目標でございます。括弧1は、そこに書いてありますように中間管理機構を活用して認定農業者等の担い手の農地の集積、集約化を基本としつつと、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進めるという形で書いているところでございます。こちらに書いておる次の現在の集積率というのは、青地の農地の集積率を書いておって、その目標を書いているところでもあります。括弧3の集団化に関する目標はほとんど同じだと思いますけれどもこういった形で書かせていただいております。裏面をお願いします。3番ですね、農業者及び区域内の関係者が前の2番の目標達成するため取るべき必要な措置というところを書いているところでございます。括弧1は集積、集団化の取組、括弧2は中間管理機構の活用方法、括弧3は基盤整備事業への取組、これは実際にその地域でなされているところを記載しているところでございます。4番は多様な経営体の確保、育成の取組ということで書いているところでございます。括弧5は農業協同組合等の農業支援サービス等の委託の取組、各地域で協議していただいた時にどういうことをされていますか、ということでお伺いしたと思います。その結果を書いているところでございます。以下2記載事項については、何度も言っておりますが地域協議の中で出たところをそれぞれまとめて書いておるところでございます。4番が地域内の農業担い者一覧ということで、目標地図に位置づけるもの、ここに位置づけをしておかないと補助金を受けられなかったりしますので、必ず漏れてないかどうかを皆さんも確認をいただきたいと思います。羽犬塚地区につきましては、捲ってもらいますと4番と2ページにわたって、1番の方から45番までありますけれども共同とか、八女市の方もいらっしゃいますけれども、各地域で認定の方とかそういう方は一応耕作してある方をメインに掲載をしているところでございますので、これに漏れちゃうとダメということではありませんけれども補助金とかを計画される時には、これに載っているあるいは、計上予定であればいけるということなので、また、もし漏れていたとしてもその次に名前を計上すれば大丈夫ということで整理がつくというところでございますので、もし各地区の委員さんとか法人の

代表の方で、この人無いけどということがあればじっくり読んでいただいて農業委員会までお知らせいただきたいというふうに思います。そうしましたら、担当の農政課までこの際追加をしておきたいというふうに思います。両面だったりするので、その次のページに飛んでる場合もあると思います。それでですね、まず地域計画案が10地区でございます。岡本副会長のところの筑後小学校校区につきましては、そもそも農振青地の農地が非常に少ないことから地域計画は策定しないということで、地域の協議の方で決まりましたので筑後市で地域計画は10地区というところになりますので皆さん覚えておいてください。一応、これが10地区ありますのでそれぞれで見ておいていただいて、この意見の回答案というのを別紙でお渡しをしようとしたですね、一枚もの。ちょっと読みますね、地域計画に向けた各地区の現状課題等に関する意見徴収について、回答案と書いてあります。令和7年3月4日開催の第21回筑後市農業委員会総会において、今回ですね、審議された対象地区の地域計画については、各地区での地元協議を踏まえた策定内容となっており、策定予定のすべての地区で問題無いと承認されました。なお、地域計画に変更が生じた時には速やかに農業委員会をはじめとする関係機関に連絡をお願いしますと、そういう形でどうでしょうかということで、この案で回答というかたちで審議をお願いしたいと思います。説明は以上でございます。

○議 長

説明も終わりましたので、何か質問のある方はお願いします。私からよろしいでしょうか。今、課長補佐から読み上げていただいた、地域計画の変更が生じた場合は速やかに農業委員会をはじめ関係機関に連絡をお願いしますということになったからですね、これは、別件だったんですけど、農業委員会と農政課は、常に連絡を取っておりますからどちらでもいいですよ、ということやったから地区の農業者の方から聞かれた場合は、このように回答しとってよかですね。

○事務局

はい。

○議 長

連絡をまずやってください、ということで。何か他にございませんかね。

○事務局

補足をいいですか。これまでは、例えば青地ですから転用する時は農振除外から転

用ですね。4月以降は、その前に地域計画を変更して除外して転用というかたちになります。地域計画を変更するのに地域の協議の中でお話ししたと思いますけど、軽微な変更といいますか、大規模なやつ時は別ですけれどもなかなか再三集まっていたくのも大変なので、除外の時に各地域のいろんな役員さんに、これでいいですかと同意をもらいます。それをもって地域計画の変更というかたちでさせていただきたいということで、市の方は考えておりますので補足をしておきます。以上です。

○議長

他に何か。質問はありますか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第10号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します

次に、議案第11号同じく基盤法による地域計画の目標地図の素案について提案いたします。事務局は一括して説明をお願いします。

○事務局

議案書の42ページをご覧ください。

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第20条の規定による地域計画目標地図の素案について

でございます。

先ほどの承認をいただきました、地域計画の策定に伴い基盤法の20条の第1項の規定によるに基づき市長から素案について提出を求められましたので付議をしたところでございます。43ページをご覧ください。地域計画の名称等は先ほど説明したとおりでございます。各羽犬塚地区から西牟田地区まで10地区を計画に上げておるというところでございます。2番目の素案は、別紙目標地図のとおりと書いておりますが最後に説明いたします。対象農地は青地の地区で筑後小学校校区については、地域計画を策定していないため目標地図は作成しない。目標地図の素案については、現状を目標地図とするということで地域協議は整いましたので、こういう提案をしております。皆さんのところに地図をお渡ししていると思いますが、お手元にある地区担当

委員の方は地図の縮小したやつですね、A3のやつでとても字が見えないので皆さん後ろにちゃんとしたものをですね、貼ってみました。筑後市の全体的な農地の集積率は76%ぐらいあります。見ていただきますと、どれでもいいんですけど、真ん中が空いていますので、古島校区ぱっと見色分けが大体出来てるような感じになってると思います。大体、筑後市は法人が22ありまして、その他にもいくつか市外があるんですけど、あと認定農業者の方もたくさんいらっしゃいますので、そこで大体、集積が出来ているようでございます。各地域の協議の中でもですね、この地図を元にこうしたところ現状でいいんじゃないのと言っていたいただきましたので、現状の地図をもって目標地図とさせていただきたいと思います。地域計画もそうなんですけど、貸し借りが変わったりとか、例えば売買があったりとか、転用があったりとか、した場合は当然のことながら少しずつ変わっていきます。これを作って終わりではなくて、これがスタートになりますので10年後の未来予想図ですね、これがそのまま継続すると本当にいいなというふうに思います。地元協議の中で、国が言っていたのが例えばここここを交換したら綺麗なるよねとかいう話もしたんですけど、そんな交換とかはあり得ないという意見がほとんどでした。私もそうだと思います。先祖代々の財産ですから、それを簡単には変えれないと思いますので、これを10年後も維持していただくのが非常に大事ななというふうに思いますので、各地域の委員さんも是非お願いしたいというふうに思います。こちらの大きな地図は、各地区の委員さんにお持ち帰りいただいて、お家のお部屋に貼っていただいて、ずっと眺めてもらっていただけるといいなというふうに思います。皆さんタブレットをお持ちですから、地図を見らんでもわかるよと言われるかもしれませんが、なかなかご自分のお住まいの例えば行政区やったらなんとなくわかるけど、校区になるとやっぱりこうなかなかあんまり行ったことないとか、細部までわからんなということがあるので、これを見たとおそらくイメージもつきやすいんじゃないかなと思うとですよ、そうすると大体あそこには誰やったね、というのがパッとタブレットも使う時に非常にわかりやすいんじゃないかなというふうに思います。ということでこれを提出するということで提案を致したいと思います。説明は以上です。

○議 長

説明について、何か質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようですので、採決を取ります。議案第 11 号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件はこれですべて終了致しました。長時間ご苦勞様でした。これをもちまして第 21 回の農業委員会を閉会したいと思います。引き続き協議、報告事項に入ります。

午後 2 時 54 分 閉会